

令和8年度桑折町奨学生募集要項

桑折町教育委員会

桑折町奨学資金は、「町出身の生徒又は学生であって能力があるのにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者」に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に貢献することを目的としており、下記要項並びに別紙推薦基準により、令和8年度奨学生を募集します。

1 奨学資金の種類及び額

区分	修学資金 (月額)	入学支度金 (一括)
大学・短期大学・専門学校	35,000 円以内	300,000 円以内
高等学校・高等専門学校・専修学校	20,000 円以内	200,000 円以内

2 貸与始期及び期間

- (1)修学資金 令和8年4月より在学する学校の正規の修学期間
(2)入学支度金 入学の許可又は合格の通知があったのち全額貸与

3 採用予定人数

各区分を合わせて 10 名程度

4 応募資格（次の各号に掲げる条件を具備すること）

- (1)次のいずれかに該当する者であること。
ア 大学・短期大学・専門学校に進学を予定している者又は在学している者
イ 高等学校・高等専門学校・専修学校に進学を予定している者又は在学している者
(2)本町に保護者とともに引き続き1年以上住所を有している者であること。
(3)品行が正しく学術に優れ、身体が健康で修学を継続することができる者
(4)経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。
(5)別紙推進基準を満たし、在学する学校の長の推薦を受けた者であること。
(6)国・県又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与との併給貸与も可とする。

5 対象校

(1)大学・短期大学・専門学校・高等専門学校

文部科学省における『高等教育の修学支援新制度』の対象校

詳しくは下記サイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



(2)高等学校

福島県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）

(3)専修学校

専修学校の高等課程で福島県教育委員会が定めるもの

6 出願手続き

(1)貸与希望者は、奨学生願書（第1号様式）に必要事項を記入し、小学生推薦調書用紙を添付書類とともに学校長へ提出してください。

(2)学校長は、出願者の学業成績（入学から令和7年度第1学期まで）、人物等を調査し、厳正に選考の上、奨学生として適当と認められるときは、奨学生推薦調書（第2号様式）を作成し、奨学生願書及び添付書類とともに本町教育委員会教育長宛てに提出してください。

(3)高等学校や大学等に在学中の申請の場合、推薦は出身学校及び在学中の学校それぞれの作成が必要です。（進学に伴う申請の場合は、在学中の学校のみ作成）

7 提出について

(1)提出書類

ア 奨学生願書（第1号様式）

イ 奨学生推薦調書（第2号様式）

ウ 令和7年度（令和6年分）の市町村発行所得証明書

①同一生計内の就学者以外の全員分を添付してください。

エ その他の証明書（任意様式）

①別紙推薦基準「別表第2特別控除額表」の特別な事情3～7に該当する場合

(2)提出部数

各一部

(3)提出期限

令和8年1月23日（金）必着

8 奨学生の採用決定

提出された書類をもとに審査会にて採用を決定し、本人に通知します。

なお、採用発表は令和8年3月の予定です。

9 奨学資金の返還

卒業の月もしくは奨学資金の停止又は廃止を受けた月の6ヶ月後からその貸与額を、半年賦（1年に2回）又は年賦（1年に1回）のいずれかの方法で15年以内に返還してください。

なお、利子はありません。

10 その他

不明な点があれば下記までお問い合わせください。

○桑折町教育委員会 教育文化課 こども教育係 奨学資金担当

電話 024-582-2403

メール kyoiku@town.koori.fukushima.jp